

広報 NO. 75

いっしょ



すけそう漁
今年も大漁

— おもな目次 —

- 年頭のあいさつ (村長)2
- 新年のあいさつ (議長)3
- 〃 (各種委員会等)2~3
- 重要指名手配者捜査のおねがい...3
- 第4回定例議会.....4~5
- 土地開発公社設立.....6
- 児童手当の認定申請.....6
- 道農業基本調査に協力を.....6
- 農業委員会よりのお知らせ.....6
- 村の人口.....6

新年号
49年1月

年頭にあたって

鹿部村長 川村 秀次



村民のみなさま、明けましておめでとうございます。

希望に輝く昭和49年の新春のみなさまと、ともに迎えることができましたことは、誠に喜びにたえないところであります。

私、昨年2月に村長に就任以来、初めての新年に当り感激を一層新にしておりますとともに村民のみなさまから寄せられました数々のご厚情と一方ならぬご協力に対しまして心から深くお礼申し上げる次第でございます。

私は村政を執行するに当たっての基本的な考え方は、機会あるごとに申しあげておるように村政はあくまでも村民のためのものであるという極めて常識的なことから対話行政を基調とし、みなさんの生の声を卒直に聞きそれを速やかに村政に反映させることを第一義として進めて参りました。

昨年の施策といたしましては、

基幹産業であるところの漁業の振興をはじめとし、教育振興による人づくり、社会福祉の向上、更には観光開発等に力を注いで参りました。

具体的なことを申し述べますと漁業振興につきましては、漁業協同組合と常に連携を密にしながら鹿部、本別両漁港の整備拡張を始めとし投石、岩礁爆破、船揚場、波除堤の新設、更には養殖事業の推進など、教育振興につきましては、幼稚園の新設、小中学校の整備、内部備品の充実、教職員住宅建設、及びグラウンドの整備など。

社会福祉の面につきましては、3才児未満の医療費の無料化、敬老年金の引き上げなど、観光開発につきましては、大和ハウス工業株式会社など大手企業による開発が順調に進められております。

又一面、陸上産業であるミンク飼育事業については、多年にわたって生産組合との共同経営でありましたが、諸種の状況を考察し、村営一本化を提唱したところ、生産組合の方々のご理解をいただき円満の裡にその実現を見ましたことも特筆すべきことであらうかと思えます。

このような推移の中でおかげを

持ちまして昨年は基幹産業であるとともに村の経済を左右するとも言ふべき漁業については、昆布漁特に「スケソウ」漁は、かつてない大豊漁に恵まれ好景気の中で新しい年を迎えられましたことについて関係者のご労苦に対し深く謝意を表するとともに皆さんと喜びを共に致したいと思えます。

しかしながら、一方において何十年ぶりとも言ふべき豪雨による災害の発生を見、更にはかつて例のない攸成農漁業財団のリハビリ建設にかかる工事代金請求事件が発生し、思えば多難の年でもあったと言えるのではないかと存じます。

リハビリの工事代金問題につきましては、議会側と渾然一体となって関係機関のご指導、ご協力を得ながら数々の努力を傾けて参りましたが何分にも相手のあることであるし、又問題そのものも極めて特異なケースであるため、昨年中、遂に解決のメドがつかず本年に持ち越したことは慚きに堪えないことで村民の皆さんに対し誠に申し訳なく思っておりますとともにこの問題解決のため寄せられましたご協力、ご配慮に対しまして深く感謝申し上げます。このことについては年明け早々に議会側とともに問題解決に真剣に取り組んでおりますので今後とも暖かいご理解とご協力をお願い致します。

上述するように昨年は明るい面暗い面、いろいろありましたが、更に言えることは、国際的な石油危機に端を発した経済変動による

ところの生活物資、産業物資の極度な不足と物資の異常な値上りでありましょう。ために村の行財政は勿論のこと一般家庭の日常生活に凶り知れない影響を与えたこともいなめない事実であります。本年もこの面については更に一層の厳しさを加えて参るのではなからうかと思えます。

村としても既に暖房、燃料、電気、事務用品の不足に対応し、その節減にふみ切っておりますが、村民のみなさんも、かつての浪費は美徳という観念は払拭し物を大切にするという心がけが必要であらうかと思えます。

本年はこのように国の内外を問わず厳しい経済情勢のなかにあり政府においても総需要抑制の大方針を打ち出しておりますので当村の行財政も必然的にこの厳しい条件下におかれておりますことは申すまでもございません。

私はこのようになって経験ない苦しい情勢下にあつて村の長として、課せられた責務の大なることを一層痛感し、誰しもが住みたくなるような「明るく豊かな村づくり、のため残された課題の解決と村の発展のため全力を注ぐ決意を新にしております。

終りにのぞみ、輝かしい昭和49年の年頭にあたって村民のみなさんにおかれましても、更に思いを新にされ、村政の推進に今後ともより一層のご協力を切望しあわせて皆さんのご健勝とご多幸を心からお祈りいたしましてご挨拶いたします。

▷鹿部村役場

村長	川村 秀次
助役	浜村 正夫
収入役	小田 輝次
	他職員一同

▷鹿部村議会

議長	船橋竹次郎
副議長	佐藤 友一
総務常任委員長	吉 武夫
〃 副委員長	毛利 武蔵
〃 委員	川村 三郎
〃 〃	高田 春吉
〃 〃	佐藤 友一
産業常任委員長	松川 義雄
〃 副委員長	西谷 正昭
〃 委員	平沢 浩
〃 〃	渡部 良次
〃 〃	坂井勇之進
建設常任委員長	高橋 浅雄
〃 副委員長	山口 繁秋
〃 委員	根本五郎男
〃 〃	川村宗十郎
〃 〃	葛西 定晴
議会事務局長	長幡 隆志

▷教育委員会

委員長	葛西 武夫
職務代理者	川村 太一
委員	立部 誠一
〃	山崎 篤也
教育長	松崎繁四郎

▷監査委員

	大沢喜代治
	渡部 良次

▷選挙管理委員会

委員長	浜村正三郎
-----	-------

委員	池田 義雄
〃	飯田長一郎
〃	古城 猶吉

▷農業委員会

会長	高橋 浅雄
副会長	川村 三郎
委員	高橋 正次
〃	吉 武夫
〃	山口 繁秋
〃	佐藤 武次
〃	村林 兼雄
〃	伊藤 次雄
〃	中野徳次郎
〃	松川市太郎
〃	盛田 元一
〃	山科 辰次
〃	高橋亀五郎

▷固定資産評価審査委員会

委員	佐々木健之助
〃	古城 新一
〃	高田 銀作

▷消防団

団長	盛田 元一
副団長	木村 徳衛
分団長	盛田 憲哉
〃	浦 京造
〃	逢坂 芳一
〃	古城 保雄

外消防団員一同

▷鹿部社会教育委員

委員長	大沢喜代治
副委員長	滝村 虎雄
委員	阿部島 純
〃	平野 広美
〃	竹ヶ原りつ

〃	熊川 恭子
〃	工藤 英三
〃	岩島 孝治
〃	若山房五郎
〃	松岡 弘
〃	小林 勲

▷森林組合

組合長	松川市太郎
理事	渡部 良次
〃	佐藤 治
〃	桜田 武雄
〃	松川 義雄
〃	野田重四郎
〃	村林 兼雄
〃	平田徳太郎
〃	古村勝太郎
〃	吉 武夫
監事	
〃	
〃	

▷鹿部漁業協同組合

組合長理事	高田幸三郎
理事	佐藤 友一
〃	千葉 光夫
〃	岩島 孝治
〃	中村源一郎
〃	若山房太郎
〃	吉田 勝夫
監事	野田熊太郎
〃	佐藤 佑二

▷鹿部畜産農業協同組合

組合長	川村宗十郎
副	松川 義雄
理事	山科 辰次
〃	小田 正彦
〃	佐藤 武次
〃	岩井喜代松
〃	葛西 定晴
〃	高橋 正次
監事	

新年のごあいさつ

鹿部村議会議長 船橋 竹治郎



昭和49年の年頭にあたり、鹿部村議会を代表しまして、謹しんで新年のごあいさつを申し上げます。ここに希望あふれた新春を迎えるにあたり、みなさまがたのご清福とご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

私は昨年2月村議会におきまして因らずも議長の要職につき、その重席を痛感し、新たな決意をもち、その後微力ながら円滑な議会運営と村政の伸展を期して、誠心誠意懸命の努力を傾注してまいりました。

おかげをもち大過なく越年することができました。これもひとえに村民各位のご支援とご協力の賜であるところから感謝の意を表する次第であります。

顧みますれば、昨年は村執行機

関はもとより、当村議会においてもその議権の伸張と村民の福祉増進を目的とし歩んでまいりました。しかしながら、村民生活の安定、福祉増進を図るには今後幾多の重要問題が山積しています。

とくに、教育行政、土木行政、水産問題等また最近問題となっているリハビリ問題、ならびに交通安全事業推進などに重点をおいた施策を講じなければなりません。これらの解決を図ることがわれわれに課せられた責務であり、関係機関と相まって、最大の効果があがるよう努力する覚悟であります。昭和49年こそは、本村のより一層躍進の年とするためにも特に次の事項に重点をおき、村理事者とも協力してやっていきたい。水産問題については、何ともしも鹿部港、

本別港の整備拡充、船揚場の整備、養殖事業の拡大など積極的に協力してゆきたい。

社会福祉関係については、老人医療費の無料化の年令引下げを始め、政治目標のもとに遂次歩調をあわせ皆さまのご期待にそうよう努力してゆきたい。その外観光問題など沢山ありますが、村政全般ににわたり村財政のことも考えあわせ急務を要する課題から先に検討し、内容充実最大の努力を傾注する所存でありますから、なにとぞ倍旧のご指導とご鞭撻をお願い申しあげます。

年頭にあたり、いささか所感をのべてごあいさつといたします。

重要指名手配被疑者の特別捜査について

森警察署では重要指名手配中の極左系未逮捕被疑者の発見につとめておりますが、被疑者が宿泊していると思われるアパート、下宿貸間、飯場、空家などについて捜査中ですが、次のようなことにお気づきの際は警察に連絡をお願いします。

- 1、見なれない人が下宿などを借

- りても、すぐあわただしく引越して行きその様子がおかしいもの。
- 2、生活が不規則で何をしているのか不明なもの。
- 3、夜間に若者が出入してその様子がおかしいもの。
- 4、各事業所などにおいて新しく労務者を雇入れる際に身元がはっきりしないものなど。

▷重要未逮捕被疑者の氏名

梅内 恒夫	26才(元福島大医)
竹内 毅	32才(京大中退)
鎌田 俊彦	30才(東洋大中退)
熊谷 信幹	26才(元秋田大)
星野 文昭	27才(元高峰経済大)
大坂 正明	24才(元千葉工大)

(森警察署鹿部警察官駐在所)

特別職及び議会議員報酬 などアップを議決

消防は一部事務組合 (6ヶ町村)で運営

昭和48年第4回定例村議会は12月19日開会され、20日終了しました。同議会で議決されたものは次のとおりです。

【議案】

▷一般会計 2,300万円を追加

既定の一般会計予算に才入才出それぞれ23,393千円追加し、才入才出総額それぞれ 687,336千円となりました。この主な内容は次のとおりです。

(才入)

使用料及び手数料 100千円追加、道支出金11,976千円減、財産収入 1,149千円追加、寄附金33,500千円追加、諸収入 620千円追加、合計23,393千円追加

(才出)

◎議会費 2,737千円追加
(議員報酬引上げにともなう追加)

◎総務費 29,224千円追加
(特別職給料引上げにともなう給料、手当等の追加など2,039千円、公有財産購入費 387千円、補償金 613千円追加、財



議会答弁する川村村長

政調整基金積立金25,791千円追加、交通安全街路灯新設及び補修など 145千円追加、徴税费 140千円追加など)

◎衛生費 214千円追加

(茅部地区し尿処理組合負担金 214千円追加)

◎農林水産業費 15,033千円追加

(反転集草梱包運搬人夫賃金及推肥整理人夫賃金及抜根人夫賃金 2,500千円減、肉牛購入費18頭 4,212千円、畜産農協補助金〔肉用牛供給センター運営改善促進事業〕730千円追加、小規模治山事業監督賃金常呂林道事業監督賃金 156千円減、消耗品費 200千円追加常呂林道1号橋工事請負費 107千円減、生産林道〔大岩煮干ノ沢〕工事請負費 203千

円減、養まん池 修繕料 173千円減、船揚場新設請負工事費 1,470千円減、波除堤新設工事請負費 5,950千円減、相治地区波除堤新設工事請負費 47千円減、養まん場池補修工事請負費 186千円追加、船揚場前岩盤除去工事請負費 465千円追加、岩礁爆破工事請負費 120千円追加、大岩船揚場岩盤掘削工事請負費 300千円追加、投石事業〔自然石〕940m² 2,640千円減、種苗供給施設事業 2,480千円減、畜養殖施設事業 1,256千円減、あわび移殖事業 404千円減、雑草駆除事業 3,000千円減、ほたて移殖事業 500千円減、水難救難所事業運営費補助金55千円減、養殖昆布品評会補助金 30千円追加)

◎土木費 9,633千円追加

(村道本別海岸線舗装工事請負費 1,844千円追加、本別川擁壁新設工事請負費 7,348千円追加など)

◎消防費 938千円追加

(消防団員出勤手当改定分報酬 480千円、消防職員特殊勤務手当 250千円追加など)

◎教育費 2,729千円追加

(教育長給料改定分 198千円追加、手当83千円追加など、小学校校舎補修工事請負費 520千円追加など中学校排水工事請負費 1,300千円減、教員住宅補修工事請負費 1,725千円

追加など幼稚園遊具移設賃金 40千円追加、社会教育費 170千円、ブルトーザー借上料25千円追加、剣道具購入費80千円追加、給食センター屋根改修工事請負費100千円減など)

◎災害復旧費 7,049千円減

(本別川擁壁災害復旧工事請負 77,348千円減、小規模治山災害復旧委託事業 299千円追加

▷議会議員の報酬を引きあげました

議会議員の報酬を次のとおり改正いたしました。

議長 月額30,000円を
月額50,000円に
副議長 月額26,000円を
月額42,000円に
議員 月額23,000円を
月額35,000円に

それぞれ引上げされ、常任委員長月額38,000円をあらたに加えました。この条例は10月1日に逆のぼって適用されます。

▷村条例で定める各種委員会の委員の報酬を引きあげました

村条例で定める特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償をそれぞれ改正したものです。(条例で定める各種委員会の報酬、費用弁償は、本紙では掲載していません。)

▷消防団員の出勤手当などをアップしました

消防団員の出勤手当、訓練手

当、警戒手当は職名ごとに次のように改正しました。

支給単位	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
出勤手当 1回につき	2,000	1,800	1,500	1,400	1,300	1,200	1,100

以下、訓練手当は1回につき金額は同じ、警戒手当は1日につき金額は同じ

▷村長、助役、収入役の給与を引きあげました

村長、助役、収入役の給与を次のように改正しました。

村長 月額 200,000円を
255,000円に
助役 月額 160,000円を
200,000円に
収入役 月額 142,000円を
175,000円に

改正し、10月1日にさかのぼって適用されます。

▷教育長の給与を引きあげました

教育長の給与を次のように改正いたしました。

教育長月額 140,000円を
173,000円に改正し、10月1日にさかのぼって適用されます。

▷国民健康保険特別会計補正予算は678千円を追加

国保事業勘定特別会計補正予算才入才出それぞれ 678千円を減額し、才入才出それぞれ 104,761千円としました。

(才入)

国民健康保険税 758千円減、
財産収入20千円追加、諸収入60
千円追加、計 678千円減

- ◎保険給付費 918千円減
(療養給付費負担金 1,418千円
減、療養費支払分 500千円追
加)
- ◎公債費 240千円追加
(一時借入金利子 240千円追加)

▶国民健康保険条例の一部を改正、 病院への支払は3万円まで

国民健康保険条例中第5条を
次のように改めたものです。
—12月1日から高額療養費
支給制度開始—

国民健康保険加入者(被保険
者)が病院に支払う医療費が高
額(自己負担分30,000円を越え
る額)な場合にこの制度が適用
されることになりましたがこの
制度は高額の医療費を支払う被
保険者の経済的軽減を図ったも
のです。内容は次のとおりです
※支給対象者

国保加入者でレセプト(国民
健康保険診療報酬請求明細書)
1件あたりの自己負担(3割支
払分)が3万円を超える方
※支給額

自己負担が3万円を超える額
自己負担が5万円であれば
2万円を村で負担することにな
ります。

※支給方法
病院の窓口で自己負担(3割
分)全額を支払い領収書を役場

窓口(国保)に出すことによ
って2ヶ月後(レセプト審査期間)
に支給します。

▶ミンク特別会計は336千円を追加

ミンク飼育事業の既定の才入
才出予算総額に才入才出それぞ
れ336千円を追加し、才入才出
それぞれ51,421千円としました
(才入)

財産収入 336千円追加
(才出)

職員旅費など 336千円追加

▶渡島東部消防事務組合の設置に関 する協議について

地方自治法の定めるところに
より、消防に関する事務を砂原
町・鹿部村・南茅部町・樫法華
村・尻岸内町・戸井町の6ヶ町
村で共同処理するため、渡島東
部消防事務組合を設置すること
としたものです。

内容は、前記6ヶ町村で共同
処理するもので、事務所は南茅
部町に置きます。

この組合に議会を置き、定数
は12人とし、その選挙は関係市
町村の議員のうちから議会で選
挙した2名をもって議員としま
す。これら議員の任期はその関
係市町村の議会の任期によります。又、この組合に管理者、副
管理者及び収入役1人を置き、
管理者は関係市町村の長の中か
ら互選する。副管理者及び収入
役は管理者が選出されたその町

村の助役、収入役をもってあて
ます。

組合の職員については管理者
が任免した消防長が管理者の承
認を得て消防長が任免する。

従来の消防団はその組合に置
き、その団員の定数は条例で定
め消防団長は消防団の推せんにも
とづいて管理者の承認を、団
長以外の団員は管理者の承認を
得て団長が任免します。

この組合に審議会を置き、管
理者の諮問に応じて消防に関す
る事項について調査、審議する
審議会の委員は、関係市町村長
をもってあてます。

この組合の経費は、関係市町
村の負担金、補助金及びその他
の収入をもって充て、負担金の
割合は、均等割としています。
消防本部の経費は

人口割 35% 面積割 35%
財政割 30% の割合で関係
市町村が算出した額によります
この組合規約は、知事の許可の
あった日から施行されます。

▶墓地の使用料条例の一部が改正

墓地の使用について、同条例
中これまで村有城部沢墓地の使
用に対する使用料を徴収するこ
としていますが、城部沢を「村
有鹿部及び大岩」に改め、墓地
は「間口九尺奥行九尺」を「た
て2.7m横2.7m」に改めまし
た。この条例は48年8月1日か
ら適用します。

▶土地交換について

[交換する土地]

- 村が受ける土地
字本別 545番のうち公衆用道路
188㎡、及び字本別 549番のう
ち公衆用道路 184㎡
- 村が相手方に移す土地
字本別 550の9 原野 377㎡を
字宮浜岩崎光江へ
- 村が受ける土地
字本別 554 雑種地 680㎡
- 村が相手方に移す土地
字本別 550 原野 680㎡を字鹿
部山科久幸へ
- 村が受ける土地
字本別 546 公衆用道路 211㎡
字本別 547 公衆用道路 201㎡
字本別 548 公衆用道路 185㎡
合計 597㎡
- 村が相手方に移す土地
字本別 550のうち原野 597㎡を
字鹿部大堀憲也へ

▶共有地の分割及び売渡

[対象地]

- 字大岩42番の1…宅地1,300.27
㎡を42の1宅地 520㎡(盛田清
次所有)
- 大岩42の3…宅地155.17㎡(鹿
部村所有)
- 大岩42の4…宅地624.97㎡(杉
田秀雄所有)
- [共有分割による地積差及び売
渡価格]
- 盛田清次に売渡分 139.13㎡
110,800円で売渡し

○杉田秀雄に売渡分 29.25㎡
44,250円で売渡し

▶土地買収取得

道路用地確保のため、次の土
地を取得することとしました。
[土地の所有者]
小樽市富岡2丁目15の4島谷キミ
[土地の所在及び買収価格]
字本別 174のうち、公衆用道路
255㎡27を 387,000円で買収す
ることとしました。

▶鹿部村固定資産評価審査委員会委 員の選任について

固定資産評価審査委員会委員
古城新一が任期満了となったた
め同氏を再選いたしました。

▶鹿部村監査委員の選任

松本政信前監査委員が辞任し
たことにより次の者を監査委員
とし、議会の同意を得ました。
字宮浜 大沢喜代治(8.8.18生)

▶昭和48年度における期末手当の
割合等の特例に関する条例の制
定、48年度に限り村職員に支給
する年度末手当0.5ヶ月のうち
0.3ヶ月分を最近のインフレな
どの事情によりくり上げ支給す
ることとしたものです。

[認 定]

▶昭和47年度各会計別決算が認定
されました。

昭和47年度各会計別決算が認
定されました。(決算状況の報
告は次号でお知らせします)

鹿部村土地開発公社を設立

公共用地などの先行取得のために

48年第3回定例会議9月25日
で土地開発公社設立の議決を得、
設立認可申請中でありましたが、
昭和48年11月26日付で北海道知事
の認可があり12月11日第1回役員
会の開催によって設立登記も完了
いたしました。

土地開発公社は、最近における

土地ブームにより、売買価格の急
騰などで公共用地などの取得が困
難になって来ています。

そこで今後村の公共用地や公用
地などの取得、管理処分などを行
い、環境整備の促進と住民福祉の
増進のため、区域内の土地の先買
いを村に代わって土地の先行取得

現況農地で登記簿上非農地 である土地の取得について

このことについて現況が農地
(畑、草地等)で登記簿上の地
目が山林、原野等のままである
土地について、不動産業者等が
農地法の規定による許可を受け
ないまま、当該土地の所有権移
転登記を終了してしまったとい
う事例が発生していますので、
このような違反行為の起らない
よう、次の事項を是非守られる
ようお願い致します。

記

1. 現況農地(畑、草地等)と
土地登記簿の地目を一致させ
ること。

※ 土地の一筆の全部が農地
(畑、草地等)となってい

るものについては1筆全部
を農地(畑、草地等)に、
又土地の一部について農地
(畑、草地等)のものは分
筆して農地(畑、草地等)
とすること。

2. 現況宅地、原野、山林等に
なっている農地(畑、草地等)
については、現況地目への変
更登記をすること。

以上の点について違反のない
よう手続される事をお願い致し
ます。

尚、不明の点がありましたな
ら、農業委員会事務局(役場産
業課内)におたずねください。
(農業委員会 事務局)

を行なうことを目的として、12月
より開始しました。

なお、理事など役員は次のとお
りです。

理事長 浜村正夫
理事 船橋竹治郎

理事 吉 武 夫
松川 義雄
山口 繁秋
高橋 浅雄
根本 五郎男
理事 渡部 良次
小田 輝次

児童手当の認定申請は早めに

児童手当は、現在18歳未満の児
童が3人以上いる家庭で、昭和38
年4月以降に生まれた3番目以降
の児童に、月額3千円が支給され
ていますが、今年の4月1日から
18才未満の児童が3人以上いる家
庭の3番目以降の児童(ただし、
3番目以降の児童が義務教育を終
了している場合は該当しません。)
に支給範囲が拡大されます。

▷申請書の受付は、1月から3月
31日まで役場民生課の窓口で行
ないます。4月1日以降に申請
した場合は、受付した月の翌月

からの支給となり、不利となり
ますので、期日までに申請する
ようにしましょう。

▷一定以上の所得のある人(例え
ば、扶養親族5人の場合、47年
度中の所得が268万円以上)に
は支給されません。

ただし、昭和49年6月以降の
支給分から、この所得制限額が
引き上げられる予定になってい
ます。

▷くわしいことは、役場、支庁社
会福祉課、道民生部児童家庭課
児童係にお問い合わせください

北海道農業基本調査に協力を

北海道農業基本調査が2月1日
現在で全道一斉に行なわれます。

この調査は、毎年本道農業の実
態を明らかにして農政の諸施策に
必要な基礎資料をすることを目的
で実施しているきわめて重要な調
査です。

調査日にあたっては、調査日前
後に調査員が関係の世帯および団
体を訪問し、調査票の記入を依頼

しますのでご協力くださるようお
願いします。

1. 調査対象……経営耕地面積が
10アール(1反)以上
あること。又は調査期
日前1年間における農
産の総販売額が5万円
以上の農家及び団体が
調査の対象となります。



村の人口

(昭和48年12月31日現在)

総数	4,914人
男	2,443人
女	2,471人
世帯数	1,118世帯